

令和4年3月18日

関係各位

東松山斎場指定管理者
富士建設工業株式会社

まん延防止等重点措置解除について

平素は東松山斎場の運営について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、埼玉県全域において令和4年3月21日をもってまん延防止等重点措置が解除されることが決定しました。

つきましては令和4年3月22日より酒類の提供、および茶器の貸出を再開いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策については引き続きご協力をお願いいたします。

【酒類提供および茶器貸出再開日】

令和4年3月22日より